

ハッピーエブリ 常総中妻店 運営規程 (地域密着型通所介護・第一号通所事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は株式会社ハッピーエブリが設置運営するハッピーエブリ 常総中妻店（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第一号通所事業（以下「介護サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で介護サービスの提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者（以下「要支援・要介護者」という。）に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要支援・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 3 前2項の他、「常総市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「常総市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ハッピーエブリ 常総中妻店
- (2) 所在地 茨城県常総市中妻町581-2
- (3) 電話番号 0297-21-5006
- (4) FAX 0297-21-5007

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供にあたるものとする。

- (2) 従業者

生活相談員 サービス提供単位を通じて1名以上

生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申し込みに係る調整、従事者に対する助言及び技術指導を行い、他の従事者と協力して通所介護計画及び通所型サービス計画の作成等を行う。

介護職員 サービス提供単位ごとに常時1名以上

介護職員は、介護サービスの提供に当たる。

機能訓練指導員 単位ごとに1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員 適法に配置する場合がある。

看護職員は、利用者の健康状態全般の、管理及び観察並びに口腔体操を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日は休業とする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、午前の部、午後の部につき各10名とする。

- (1) サービス提供時間帯 午前9時00分から正午 10名
- (2) サービス提供時間帯 午後1時30分から午後4時30分 10名

(介護サービスの内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎サービス
- (6) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

(法定代理サービスが利用できない時は償還払いになる事とする。)

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- (1) 特別行事費として行事に係る相当な費用 実費
- (2) その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は常総市とし、送迎範囲は常総市内とする。

(介護サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の職員は、利用者に対する介護サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する（事業の目的）第1条で地域密着型通所介護事業及び第一号通所事業（以下「介護サービス」という。）としているため、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止)

第14条 事業者は、次の各号に定める措置を講じる。

1 虐待の発生又はその再発を防止するための措置

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 虐待その他の不適切な行為が発生した場合には、速やかに以下の対応を行う。

- (1) 当該事実を確認のうえ、直ちに本部及び施設管理者に報告する。
- (2) 利用者の安全を確保するとともに、必要に応じて医療機関への受診を手配する。
- (3) 市町村、地域包括支援センターその他の関係機関へ速やかに通報・報告を行う。
- (4) 事実関係を調査し、再発防止策を検討・実施する。
- (5) 再発防止のため、職員への研修・指導を徹底する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者・家族又はその代理人の了解を得るものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業所はその事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない

- 2 介護サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言などについての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ハッピーエブリと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、令和8年 9月 1日から施行する。(新規指定日)